

都道府県における法定外目的税等に関する検討概要（森林関係）

平成15年4月8日現在

都道府県	検討会等の名称と検討趣旨	検討内容の概要
北海道	北海道地球温暖化対策税検討会 (H13.5～) [関係課職員14名] 水資源保護税調査研究会 (H14.4～) [関係課職員14名] ・平成12年12月に有識者による研究会から提言を受け、税の導入の必要性などを具体的に検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化対策税」は、地球温暖化防止と道民の環境意識の高揚を目的に、税収を温暖化防止につながる森林整備・保全や省エネ・新エネに関する施策に充てるとして検討。 ・道民にはパンフレットやシンポジウムを通じて課税仕組み等を提示。 ・「水資源保護税」は、森林の水源かん養機能に着目して、水の利用者から税負担で求めることにより、節水や森林整備に資することを目的とする制度として課題の整理を中心に研究。 ・現在、庁内において政策面、財政面、税制度などを総合的に検討中。
神奈川県	神奈川県地方税制等研究会生活環境税制専門部会(H13.6～) [学識経験者等30名] ・自然環境や生活環境に対する負荷全般を規制・抑制し、その税収を幅広く生活環境対策の費用に充てる「生活環境税制」を調査、検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・14年6月に大気と水に着目して、「生活環境税制のあり方に関する検討結果報告書」をとりまとめ。 ・水については「緑のダム」である森林を整備するための財源として検討すべきと提言。 ・これを受け、報告書で整理された様々な水環境保全施策について、より具体的な議論を行い、流域管理の視点で水環境機能の保全・再生に向けた施策の絞り込みを行うとともに、受益と負担の分かりやすさや県民理解の視点に立って、施策と費用負担のあり方を検討。 ・今後、水源環境保全の取組みを県民の意志と参加に基づいて推進するため、新たな県民会議等を設置し、税制度等の負担の仕組みについてさらに検討の予定。
鳥取	鳥取県における地方税のあり方研究会(H11.10～) [総務部税務課、生活環境部環境政策課、農林水産部林政課] ・「水源かん養税(仮称)」創設のための課税制度及び税収の活用策を検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の条例化に向けて、具体的な課税の仕組み等について検討し、試案を作成。 目的：県民の森林保全に関する意識啓発のための施策に要する費用の財源 納税義務者：上水道事業の水道事業者に料金を支払い給水を受ける者 税率・税収：使用水量1m³につき1円 6,000万円程度(平年度)を予定 課税方法：水道事業者による特別徴収 税収の使途：水源林整備や森林機能の回復など ・税制について県民への普及を図るため、シンポジウムやアンケート調査を実施。
島根	島根県税制検討会(H13.1～) [関係課職員14名] ・地方税を幅広く調査検討し、「水源かん養税」を具体的に検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・「水源かん養税(仮称)」について、法定外目的税(税収0.9億円、使用水量1m³につき1円)と個人県民税均等割の超過課税(税収1.2億円、年額500円)の2案を提示。 ・税収の使途は、例えば公益的機能が著しく低下し、緊急に間伐を要する森林において、国庫補助残を全額負担し、森林所有者の負担なしで間伐を実施することなどを検討。
岡山	岡山県税制懇話会(H13.5～) [学識経験者等10名] ・地方分権の観点から課税自主権の活用等による岡山県にふさわしい税制のあり方について調査研究。	<ul style="list-style-type: none"> ・「水源かん養税」について検討。 税負担を通じ、県民が森林の大切さを理解し、県民一体で維持管理に取り組むことを目的。 水道使用者、河川取水者から、税率1円/m³の従量制と水の使用量に応じた段階的定額制を提示。 税収については、水源林の整備や体験の森づくり等を予定。 ・今後、県民の合意を図りながら、具体的な作業を進める方針。
高知	新税制検討プロジェクトチーム(H13.4月～) [庁内関係課職員及び市町村の関係職員18名] ・森林環境税の導入に向けて検討	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度より森林環境税を導入 目的 県民参加の森林保全と公益上重要な森林の整備 課税仕組み ・県民税均等超過課税 個人、法人とも年額500円(年額140百万円) ・課税期間 15年度から5年間 ・使途 県民参加の森づくり推進事業、森林環境緊急整備事業(基金を設置して整理)

